

私たちの広場



特集◆市町村合併に伴う

明推協の再編

No.284

もくじ

名言の舞台	3
寄稿 争点と選挙	4
東京大学法学部教授 蒲島 郁夫	
特集 市町村合併に伴う明推協の再編	6
「手引き」を作成し、再編を推進(山口県)	6
合併から政令指定都市までは暫定規約で 乗り切る(さいたま市)	8
市になってゼロからの出発(南アルプス市)	10
政令指定都市を目指して支部方式を導入(浜松市)	11
旧六町での活動を生かし新たな体制を 目指す(安芸高田市)	12
アメリカの有権者教育レポート<第2回>	14
取材 学生委員の企画で選挙について の座談会を開催	17
施策紹介 改正介護保険法が成立	20
東西南北	22
マンガ 明るい選挙のあゆみ<第2回>	24
協会からのお知らせ	27

表紙の紹介

町が地球のように空に浮かんでいて、それが投票箱にもなっています。幸せそうに手を振る人々が未来への期待の高まりを象徴しています。ポスターは自分のイメージをどう伝えるかが大切ですが、作者は明るい未来をつくる一票の大切さを、わかりやすい絵とさわやかな配色で見事に具体化しています。

(審査評)

文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

村上 尚徳

(選挙 平成一六年二月号より転載)

明るい選挙啓発ポスター
平成16年度
文部科学大臣・総務大臣賞作品



轟 結花さん
埼玉県加須市立加須西中学校3年(入賞時)

選挙は、 デモクラシーの祭り

H・G・ウェルズ

1866年生、1946年没

名言
の舞台

H・G・ウェルズは、イギリスの作家・文明評論家で、「タイム・マシン」、「透明人間」、「宇宙戦争」等の科学小説の著者として知られています。

そのウェルズが一九二八年に公にした「世界の行方」と題する著作の中で残したのがこの名句です。広範な有権者が地域なし国の発展のために、平和裡にこぞって選挙に参加し、一体感を醸成する様を讃えたものです。

二〇世紀初頭の欧米におけるデモクラシーを巡る問題の中心は、デモクラシーへの参加者が狭い範囲に限定されていたことでした。このため、デモクラシーをもっと拡張すべきだ、という考えが広がっていき、そのような運動の成果の一つとして、男女

平等普通選挙権が実現しました。イギリスではウェルズが「世界の行方」を著したのと同じ年の一九二八年に、男女平等普通選挙権が確立しています。

わが国においても、明治二三年（一八九〇年）の第一回総選挙当時の有権者数は総人口の一・一％、四五万人に過ぎなかったものが、徐々に拡大し、昭和二〇年（一九四五年）には男女平等普通選挙が実現して三六八八万人となりました。

本年九月に行われた第四四回総選挙の有権者は総人口のおよそ八二％、一億三〇六万人に達し、しかも有権者の大きな関心を集め、「祭り」と呼ぶにふさわしいものでした。

争点と選挙



プロフィール

かばしま・いくお

昭和22年1月 熊本県に生まれる、昭和49年5月 ネ
ブラスカ大学卒業、昭和54年11月 ハーバード大学大
学院博士号（政治経済学）取得、昭和55年9月 筑波大学社
会工学系講師、昭和60年11月 筑波大学社会工学系助教授、平成3年4
月 筑波大学社会工学系教授、平成9年4月 東京大学法学部教授（現
在に至る）

主要著書 「戦後政治の軌跡」岩波書店（2004）
「現代日本人のイデオロギー」（共著）東京大学出版社（1996）、「政権
交代と有権者の態度変容」木鐸社（1998）、「政治参加」東京大学出版
会（1988）、「Elites and Idea of Equality」（共著）ハーバード大学出版
会（1987）、「Political System and Change」（共編著）プリンストン大
学出版会（1986）他、多数。

学会活動

1990.10-現在 日本政治学会理事、2000-2002 日本選挙学会理事長、
2000-2003 世界政治学会副会長

九月一日に投開票が行われた第四回総選挙は自民党が二九六議席を獲得し圧勝した。この数字は与党・公明党の三一議席を加えると、衆議院で三分の二を超える数字である。とりわけ特徴的なことは、都市部で弱いと言われてきた自民党が、東京、神奈川、大阪などの都市部で圧勝したことである。これに対して、二大政党制の一翼をになう民主党は一一三議席を獲得したに過ぎず、公示前の一七七議席を大きく下回った。投票率は小選挙区で六七・五一％と前回の五九・八六％を上回り、有権者の関心が高かったことを示している。

今回の選挙で顕著だったのは争点が生選挙結果に大きな影響を与えたことだ。当初、私は郵政民営化が支配的な争点になるとは思っていなかった。

民主主義の一般的理解によれば、選挙民は競争する政党の政治的争点に対する立場（公約）を比較検討し、自己の政治的選好にもっとも合致する政党を選択する。しかし現実には、争点評価に基づく合理的な政党選択は行われにくい。なぜなら、争点評価に基づく選挙が行われるためには次の二つの条件、①有権者はある争点についてAとBの選択肢がある場合、そのどちらかを選好する、②政党はその争点に関してAかBかの立場を明確にする、が満たされなければならないからである。現実の政治が争点投票を難しくするのは、政党や候補者が自分の立場を明確にしなかったり、非常に似通った立場をとったりする場合である。このような時、有権者自身は明確

な選好をもっていない、政党や候補者の立場が明確でないから、どちらの政党や候補者に投票してよいのか迷うことになる。その上、選挙で争われる争点はただ一つではない。ある争点に対する自己の選好はA党に近く、他の争点に対する選好がB党に近い場合、争点に基づく選挙が一層難しくなる。

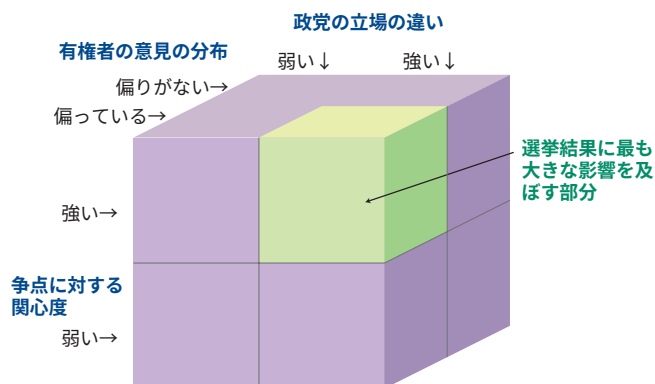
以上の議論は個人の投票行動に関するものであるが、バトラーとストークスは、争点が生選挙の結果に重要な影響を及ぼすための三つの条件を以下のように提示した。

- ①ある争点について、多くの有権者が意見を持ち、ある程度の関心を持っていること。
- ②争点に対する有権者の意見の分布が一方に偏っていること。
- ③有権者の意識の中で、その争点に対する政党の立場が明確であること。

いいかえれば、有権者の関心が高く、賛成意見（反対意見）が多く、政党の立場が明快に提示されるような争点が生選挙結果に重要な影響を及ぼすのである。図はこの三つの条件を満たす政治争点の性質を図示するものである。

日本の選挙においてはとりわけ争点に基づく投票が行われにくいと言われてきた。その理由の一つは中選挙区制度にある。中選挙区制度のもとでは、自民党など大政党は同一選挙区において複数の候補者を立候補させるので、政党間ももとより、同一政党内の候補者同士でも競争が行われる。同一政党の候補者同士が争うと、政党の政策に基づく選挙戦が展開しにくくなる。これらの候補者は、往々

選挙結果に大きな影響を及ぼす政治争点の特質



出典 Butler and Stokes (1974)

もどちらでもよいと思っており、政党と候補者の立場も明快でなかった。そもそも、参議院で郵政民営化法案が否決されたのは、自民党内の内紛に起因する。

だが、小泉首相はこの政治学の理論を見事にひっくり返してしまった。郵政民営化にイエスカノーかだけしか話さないことで有権者の関心を高め、民営化賛成を増やし、刺客騒動でだれが賛成かだれが反対かを明確にしたのだ。

これが可能になったのは小選挙区制の導入、それに伴う党中央への権限の集中、それを最大限に利用した小泉首相の強硬なリーダーシップ・スタイルによる。中選挙区制の時代であれば自民党の多様な意見は許容され、賛成派も反対派も同居したに違いない。その意味で、政策本位の政治を目指して導入された小選挙区はその目的をある程度達したと言える。小泉首相は小選挙区の導入に反対した急先鋒と言われているが、その効果を最大限に使ったという意味では不思議なめぐり合わせである。

ただ、単一争点に基づく選挙の問題点は、選ばれた政権が他の争点に関してどのような行動をとるか明らかでないことである。たとえば今回の選挙で有権者は、改革を進めてほしいと小泉自民党に一票を投じたとしよう。しかし、それによって選ばれた政党や内閣が、むしろ安全保障や憲法改正の分野で積極的であった場合、それが有権者の意向に反していても議員の任期中はコントロールが利かない。争点に基づく選挙は未来志向あるいは「期待投票」だが、過去指向型投票、いわゆる「業績投票」もある。たとえば、今回の衆院

選でいえば、四年余の小泉政権の間に、生活は楽になったか、将来に対する不安は解消されたか、外交はうまくいっているかと問い、それによって投票政党を決めることである。自分の経験から判断するので、「業績投票」は「期待投票」よりも選択が容易である。

今回の選挙で、小泉首相は任期中の実績が問われる「業績投票」を徹底的に避け、郵政民営化という単一争点に基づく「期待投票」選挙にすることに成功した。ただ小泉自民党は、三〇〇近い議席を得たと同時に、大きな重荷を背負ったと思われる。有権者の過大な期待という重荷を、次の選挙ではその実績が厳しく問われよう。

選挙制度の変更によって、もう一つ大きく変わったのは「党首効果」の大きさである。中選挙区制の下では党首がだれであれ、選挙結果に大きな影響はなかった。しかし、小選挙比例代表並立制の下ではそれは一変した。周知のように、森政権の時は党首効果はマイナスに働き、小泉政権ではプラスに転じた。これからの政党は「優れた」党首を首相候補として擁立する政党が栄え、それに失敗すれば衰退する。誰が党首になるかで政党の命運が決まるようになった。

ただ、党首評価が選挙結果に大きな影響を及ぼすことになると、政治をドラマティックに演出できる、ポピュリスト的な政治家が登場する可能性がある。また、反対党の党首の負のイメージを作り出すためのスキャンダル合戦になる可能性もある。それを避けるためには、政治家の自覚、マス・メディアの良識、そして有権者の判断の確かさが求められるだろう。

市町村合併に伴う 明推協の再編

平成の大合併によって、それまで三三〇〇超あった全国の市町村数は、平成一八年三月末には約一八〇〇にまで減少すると予想されています。明るい選挙推進協議会は自治体単位に設けられていますので、合併は単に市町村が再編されるだけでなく、明推協も再編されなければならないことになります。このため、合併市町村において明推協をどのように再編し、それを今後の活動の活性化にどうつなげていくのかが、全国の明推協にとって重要な関心事になっています。

合併の形態はさまざまですので、明推協の再編の形態も一様ではありません。これまでに合併した市町村ではどのように再編の問題をクリアしたか、事例を踏まえながら探ってみることにしました。

「手引き」を作成し、再編を推進

山口県下の取り組み

1. 山口県

●明推協統合についての「手引き」の作成

山口県では、平成一五年四月二一日の周南市の新設合併を皮切りに全県的な市町村合併が進んでいます。既に三三市町村が合併して

八市一町になり、さらに一八年三月末までには一三市町村が合併して二市になる予定で、一五年三月末に五六あった市町村は、二二市町に減少する予定です。

山口県はこれらの市町村合併が円滑に行われることを支援するため、山口県市町村合併推進会議の設置等いろいろな施策を講じてきました。その一環として、山口県選挙管理委員会は、平成一四年一二月に「市町村合併に伴う選挙管理委員会関係制度調整の手引」を作成しました。その中で、テ

「マの一つとして「市町村明るい選挙推進協議会組織の統合について」を挙げています。山口県では、この手引きを活用して、市町村合併によって明推協が解散したままの状態にならないように、そして明推協の統合を契機に活動を見直すように呼びかけています。

●手引きの概要

手引きでは、まず明推協を「法律に基づくものではなく、民間団体としての特性を生かして、選管との連携により明るい選挙推進運動を行うための組織」と捉え、民間団体であるから市町村合併による影響を「法的には受けない」が、「市町村を単位として設置されていること、市町村選管と連携して活動していることから、速やかに統合を行うことが適当である」としています。特に合併後は市町村の設置選挙での啓発の必要性が高いことから「できれば設置選挙前に統合する」ことを奨めています。また、「実質的な活動がほとんど行われていない明推協もあることから、統合を契機として組織、活動の見直しを行うことが望ましい」としています。

統合の手続きについては、①関係市町村のすべての明推協を解散するとともに新明推協を設立する、②関係市町村のうちいずれか一つの明推協を存続団体とし、他の明推協を解散してその事業及び資産を存続団体である明推協が引き継ぐ、という二つの方法を挙げています。

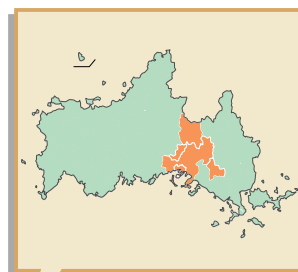
また、明推協の解散、新設・統合等にあたり協議すべき事項を取り上げ、協議にあつたての留意点に触れています。なお、選挙啓発の協力団体である白ばら会については、「市町村よりさらに小さな単位（地区等）において組織されていることが多く、特に統合等には必要ではないが、市町村名を冠している団体等もあることから、必要に応じて名称・活動内容等の見直しを行うことが望ましい」としています。

●明推協再編の状況

山口県下には、平成一五年三月末時点で、五六市町村のうち五四市町村に明推協が設置されていました。市町村合併により新たにできた八市一町のうち、八月末までに六市で新しい明推協がスタートし、残り二市一町でも今年度中の設立を目指しています。小野田市と山陽町が合併してできた山陽小野田市では、明推協が活動していなかった旧山陽町の地域から新たに委員を募って六月に再スタートしました。

山口県明推協の平野充好会長は、「合併により明推協の再編を余儀なくされますが、市町村合併を明推協活動を見直すためのいきっかけとして捉え、明推協のあり方をもう一回根底から考えていく中で、組織再編を考えることが大事です」と話されています。

以下、再スタートした六市の明推協のうち、もっとも早かった周南市の事例を見てみることにします。



周南市
徳山市
新南陽市
熊毛町
鹿野町

2. 周南市明るい選挙推進協議会

周南市は、山口県東部で瀬戸内海に面し、平成一五年四月二日に、徳山市（人口一〇万四五一四人、新南陽市（三万二九二三人）、熊毛町（一万六六二六六人）、鹿野町（四五四三人）の二市二町が対等合併して誕生しました。

●合併前の状況

旧二市二町には明推協がありましたが、うち旧一町は休眠状態でした。

旧徳山市明推協は、各種団体から選出された推進委員一九人と、二一地区から選出された推進員四一人の計六〇人で活動していました。活動は選挙時の街頭啓発、研修会参加、地区住民対象の公職選挙法などの勉強会、青年法政大学の聴講などでした。各地区に推進員がいたので、街頭啓発も市内各地で行われていました。ただ、活動は選挙主導で行われました。

旧新南陽市明推協は委員九人で、鹿野町明推協は委員七人で構成され、成人式での呼びかけなどを行っていました。各明推協の解散は、新南陽市では総会で

の決議により、徳山市及び鹿野町では合併の準備等に追われたことから会長の一任によって行われました。

●新組織の立ち上げ

新明推協の立ち上げは、第四三回総選挙（平成一五年一月九日執行）が取りざたされた平成一五年八月ごろから進められました。新明推協で衆院選の啓発活動を行う必要性が強まったからです。

まず、八月一二日に、旧市町単位に置かれた総合支所の選挙書記が集まり、旧組織の構成や活動の違いをすりあわせ、新組織の構成や委員について検討し、骨格案を固めました。ホームページなどを利用して収集した県外の明推協の情報や公民館などの事例を参考にしました。

選挙の案は、①旧市町明推協を解散し、新たな組織を立ち上げること、②組織は旧市町明推協の特性を生かしつつ、市として一体感のある組織を目指すこと、③委員は地域バランスを考慮しつつ、旧市町の実情に応じて選定することを基本方針としました。

組織は旧市町を単位とする四支部から構成し、各支部委員は五〜一〇人、委員は関係機関及び団体から推薦のあった者、明るい選挙の推進に熱意のある者から選定することとしていました。また、会長、副会長は支部長の中から選出するとありました。

続いて、選挙主導で、市明推協及び各支部を立ち上げるための準備会を作りました。

各支部の設立準備会を経て、九月一九日に周南市明推協設立準備会が開かれ、一〇月三日に周南市明推協が発足しました。

周南市明推協は、二七人の委員で活動しています。若い力を入れるため、青年団の代表にも委員になってもらいました。会長には旧徳山市明推協の神代政和会長さんが選出されました。合併前は委員報酬を出している明推協もありましたが、新明推協はボランティアの原点に立ち返り、無報酬としました。

市明推協で実施すべき活動の大枠を決め、具体的な活動は、それぞれの地域の実情に即し、支部ごとに行っています。周南市明推協としての一体化はまだこれからのようですが、旧徳山市以外の地域では合併前より活動が活発になったといえます。支部の委員数にばらつきが出ないように、旧徳山市明推協にあった推進員制度は廃止しましたので、徳山支部では構成員が減っていました。反面、人数が少なくなった分意見が言いやすく、合意がでやすくなったとの意見もあります。

神代会長は、「合併前までは、何事においても選管主導で活動が行われていました。合併を期に、明推協もできるだけひとり立ちしていきたいと思っています。まずは市民の皆さんが一人でも多く、明推協の存在を知ってもらえるよう、例えば、祭りの際のバザーやフリーマーケットに参加して市民への浸透を図り、活動資金の確保にも寄与させたい」と話されています。

選管事務局の関係者は、「合併を機にいろいろ議論を交わす中で明推協の原点に立ち返ることができたのではないのでしょうか。こういう機会がないとだらだらと今までどおりの活動を続け、委員も高齢化してしまっただけです」「市町村が合併するときに明推協の統合も一挙にやってみよう方が、スムーズに再編できると思います。また、選管主導だとしても活動が受動的になりますので、どれだけ熱心な会長、委員がいるかが鍵ではないか」と語ってくれました。



合併から政令指定都市までは暫定規約で乗り切る

さいたま市明るい選挙推進協議会

異なる活動主体

平成一三年五月一日、浦和、大宮、与野の三市が新設合併して人口一〇〇万人を超えるさいたま市として誕生し、一五年四月

一日には全国で一三番目の政令指定都市になりました。

旧三市ではそれぞれに明るい選挙推進運動が行われていましたが、その活動の主体や歴史はかなり異なるものでした。

人口四九万人だった浦和市では、白ばら会を中心に活動が行われていました。

「浦和市では、埼玉市民政治大学が開かれたことをきっかけに、昭和四五年に白ばら会が発足し、政治大学の修了生など二五人が中心になって地域で会員を募り、集まった三〇〇人ほどの会員（ほとんどが女性でした）が、ずっと浦和市の明るい選挙推進運動を進めてきました」（浦和白ばら会の会長井出ムツ子会長）。

人口四五万人だった大宮市では、明推協が活動の中心でした。大宮市の明推協は、昭和二八年発足という長い歴史がありましたが、委員が自治会、社協、公民館、青少年団体、老人会などから推薦を受けた「あて職」であったこともあって活動が停滞する時期もありました。こうした状況の改革に尽力した大宮市明推協副理事長だった脇田保さんは、次のように話してくれました。

「会議で何も発言しない委員も多く、協議会の活動が低迷していた時もあった。そのため積極的に発言し、実際に行動する人に委員を代えてもらうことで活発化をはかりました。また、広報、啓発、研修の三部会を設け、実際に動く明推協にしました。その後、活動が活発化し、合併を迎えたのです」。

一方、人口八万五〇〇〇人の与野市では、明推協や白ばら会はなく、選挙時に婦人会が中心になって啓発活動を行っていました。

●政令指定都市への移行までの暫定措置

三市の合併協議会では、旧市に設置されていた各種団体は合併に際して一旦白紙にし、新しいさいたま市を区域として再編するという方針が決められました。老人クラブなどの各種組織は、その方針に従って簡単に再編されたのですが、明推協は時間がかかりました。各市の活動主体が全く異なっていたことに加え、合併して二年後に政令指定都市に移行したら行政区単位の明推協ができると考えられていたため、新市の明推協をどのように位置づけるかはつきりしなかったためです。

そのための協議を行うため、新市の選挙管理委員会事務局は、浦和市の白ばら会、大宮市の明推協、与野市の婦人会の中心メンバー三人ずつ、計九人に呼びかけて「さいたま市明るい選挙推進団体設立準備委員会」を設置し、事務局案として、自治会連合会、社協、青少年団体、老人会などの各種団体の再編後、それらの団体から新市の明推協の委員を推薦してもらうという提案をしました。それは、浦和市の白ばら会や与野市の婦人会にとってはこれまでの組織や活動とは異なったものでした。また、組織体制は県レベルの埼玉県明るい選挙推進連盟をモデルにしたもので、大宮市の準備委員のイメージとも異なっていました。こ

のため、すり合わせのために数度にわたり会議が持たれ、政令指定都市に移行するまで、暫定的に「さいたま市明るい選挙推進協議会」を設け、規約を制定する、ということが確認されました。

暫定規約では、この明推協は「合併前において明るい選挙推進活動を行っていた旧三市の団体の代表者等からなる九人の委員をもって組織」され、会長一名、副会長二名、幹事一名を置くこと定められました。その結果、平野さんが会長、井出さんが副会長、脇田さんが幹事に就任。この規約は平成一四年八月七日に施行されました。

「合併によってこれまでの活動がなくなってしまうのは非常に残念です。旧市の組織が残っていれば、メンバーの名簿を区の明推協に渡し、活動が継続できるのではないかと思います（大宮市明推協の平野初夫理事長）。

●政令指定都市移行後

政令指定都市に移行してさいたま市には、九区（一七年四月一日に岩槻市を編入し、岩槻区ができて現在一〇区）が誕生しました。平成一五年の十一月ごろから、市選管が各区選管に区明推協の設立を依頼。旧三市の各団体のメンバーを中心に区明推協が一六年三月から四月にかけて設置されました。各市の明推協の委員及び推進員の状況は、表のとおりです。

区明推協の活動について、浦和白ばら会

のメンバーで緑区明推協の会長でもある江橋佳恵さんは次のように述べています。

「緑区の明推協では、みんなで意見を出し合い、考え、話し合いながら手作りの推進活動を行っています。区レベルでの活動の方が地域に密着した地道な活動ができ、旧浦和市よりもやりやすい面もあります」

各行政区に明推協が設置されたあと、一六年五月二四日に新市の明推協が設立され、新しい規約が制定されました。

新しい規約では、明推協は学識経験者、各区明推協、各種団体（女性団体、報道機関、コミュニティ協議会、公民館運営審議会、教育委員会・学校教育部長）の代表二〇人以内で組織。小委員会を設けることも規定され、現在広報委員会を設けることが検討されています。

【市区明推協の委員・推進員】

市	委員(人)	推進員(人)
市	19	0
西区	7	44
北区	10	53
大宮区	7	65
見沼区	10	109
中央区	10	97
桜区	11	0
浦和区	11	36
南区	12	180
緑区	9	38
岩槻区	12	0

(H17.9.1現在)



南アルプス市（山梨県）

白根町
櫛形町
若草町
甲西町
八田村
芦安村

市になってゼロからの出発

南アルプス市明るい選挙推進協議会

●合併を契機に明推協設立の動き

山梨県の西側、南アルプス山麓に接する中巨摩郡西部の四町二村は、平成一五年四月一日に合併して、南アルプス市になりました。山梨県では八番目の市で、七万人をわずかに超える人口ですが、県内三位の規模となりました。

旧町村では、選挙管理委員が明推協の委員を兼ね、選挙時の臨時啓発事業が多少あったぐらいで、明推協の活動は休止状態でした。それでも選挙で困ることはなかったと南アルプス市選管の櫻本一幸さんはいいます。

「かつて山梨県は金権選挙と批判されましたが、最近は公職選挙法の改正もあり、また住民の意識も変わってそのような状態ではなくなっています。その一方で、投票率は国政選挙で七〇%、県議選で七五%、身

近な市議選、市長選では八〇%に達しています」

しかし、合併で市になることを契機に明推協を立ち上げようという動きが出てきました。合併時に選挙担当で、現在財政課に在中沢弘樹さんは当時のことを振り返って、次のように述べています。

「一つには、県選管から、合併して市になったら明推協の活動を活性化するように、強い要望がありました。また、旧町村の選管職員の中でも明推協をぜひつくろうという強いモチベーションがありました」

合併と同時に明推協を立ち上げたかったが、合併直後に県議選、衆議院補欠選、市長選があったため、選挙事務に追われ、南アルプス市明るい選挙推進協議会が発足したのは同年の九月に入ってからでした。旧町村には実質的には一つの明推協もない、ゼロからの出発だったのです。

●とりあえず「あて職」でネットワークを拡大

まず、規約をつくらなければなりませんでしたが、旧町村の中で規約をもっていたのは一村だけ。しかし、その村には実際の活動がなかったので参考にはなりませんでした。他の県の明推協の規約を調べ、明推協は、「委員三〇人以内をもって組織」し、委員は「議会関係者、教育関係者、学校関係者及び各種団体の長並びに学識経験者をもってこれに充てる」といった規約を策定しました。

各種団体の代表者二六人に「あて職」で委員をお願いしました。市民に明推協の存在を知ってもらうためには、団体の長に委員をお願いした方がネットワークが広がると思ったからです。ただ、合併によって旧町村の各種団体も再編され、それが終了してからでないと依頼できなかったもので、『あて職』にすることで明推協の発足は遅くなくなっていました。

議会関係者として市議会議長、総務常任委員会の委員長及び副委員長が明推協の委員になっています。被選挙人を委員にすることについては批判もありましたが、当事者自らが明るい選挙を心がけることも重要であると判断して依頼しました。「ただ、会議の中で議員を前にしての発言は、トーンダウンしてしまうこともあるので、今後検討する必要があるかもしれません」と中沢さんは語っています。

また、参与として選挙管理委員にも明推協に入ってもらいました。選挙管理委員は一番選挙のことに習熟しており、また旧町村で多少明推協活動に携わった委員もいるので、その経験を生かしてもらうためです。

委員の任期は二年間で、今年の秋に任期が切れることもあり、中沢さんの後を継いで選挙担当になった櫻本さんは委員の構成を再編するかどうかが検討しています。

『あて職』でお願いしていると長が交代した場合、またゼロから話をしなければなりません。長期的に委員をやってももらえる中核メンバーが必要ではないかと考えていま

カタカナとひらがなの市町村名

南アルプス市のように市町村の名称がカタカナ名なのは大変珍しく、ほかに昭和39年に誕生した北海道ニセコ町だけです。

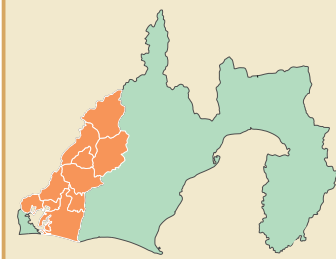
ひらがな名の市町村は現在29ありますが、初めてひらがな名を採用したのは昭和35年に誕生した青森県むつ市です。平成17年1月以降、兵庫県南あわじ市、青森県つがる市、佐賀県みやき市、徳島県つるぎ町、福岡県うきは市、鹿児島県さつま町、栃木県さくら市、茨城県かすみがうら市、沖縄県うるま市、北海道せたな町が誕生しています。

す。また、現在、若年層の委員は青年会議所の理事長しかいませんから、もつと若い層に入ってもらえるよう再編する必要があるのではないかと考えています。ただ、急な衆議院の選挙もあり、今年度の総会で再編できるかはわかりません」

平成一六年度の常時啓発事業としては、女性・青年・シルバーを対象に地域リーダーの育成を目的にした研修会、中学生への副読本の配布、小学生からの明るい選挙推進ポスター・標語の募集などを実施しました。成果がすぐにわかるような活動ではありませんが、旧町村ではやってこなかったことだけに明推協の活動は活発化したといえるでしょう。

政令指定都市を目指して支部方式を導入

浜松市明るい選挙推進協議会



浜松市（静岡県）

浜松市 引佐町
浜北市 三ヶ日町
天竜市 春野町
舞阪町 佐久間町
雄踏町 水窪町
細江町 龍山村

●全国二位の市域をもつ新市が誕生

平成一七年七月一日に誕生した新しい浜松市は、天竜川・浜名湖地域一二市町村が合併したもので、参加市町村数の多い、全国でも有数の大型合併でした。この合併により、新浜松市の人口は八〇万人を超え、清水市と合併して政令指定都市となった静岡市を抜いて、静岡県下で最も人口の多い市となりました。面積も一五二km²となり、岐阜県高山市について全国で二番目の広さです。

旧一二市町村には明推協がありました（浜北市は「はまきた白ぼらの会」、人口に大きな格差もあり（旧浜松市は約五八万人、龍山村は一二〇〇人、組織・活動は様々ではありませんでした。推進委員も浜松市は七八人いましたが、浜北市は三五人、天竜

市は二五人、その他の町村では一〇人〜二〇人程度と大きな開きがありました。一六年度の事業実績を見ても、浜松市は明るい選挙啓発ポスター・書道作品の募集、中学生啓発、大学生（若年層）啓発、啓発資料の購入配布、選挙用資材の貸出などを行っています。三ヶ日町では選挙資材の貸出と中学生啓発、佐久間町では選挙用資材の貸出と県明推協等が行う事業への参加といった活動にとどまっています。そのため、どのように意思の一致をはかるのが合併の大きな問題となりました。

●活動の総体的な充実が課題

新しい浜松市は旧浜松市による編入合併であったため、合併後の各種団体の形態は旧浜松市の形態がモデルとなっています。ただ、明推協については、「規約は浜松市の規約をそのまま継続しましたが、一二市町村には都市部と山間部があり、投票率も異なるので、啓発活動の内容は当然異なってきます。したがって、それぞれの明推協の自主性を尊重し、基本的にはこれまでの活動を継続してもらうことにしました」と、浜松市明推協の内山博之会長はいます。

新浜松市明推協の規約は、旧浜松市の規約を一部改訂し、「市明推協は、地域自治区ごとに支部を置く」（地域自治区は旧市町村ごとに設置）という条文を追加。支部の役員の選任と職務、事業については、「支部が定める規約による」としています。任期は二年となっていますが、当分の間は旧市町

村の任期を優先。委員が代わった段階で統一することになっています。新しい組織は、会長一名、副会長二名（支部の役員等の中から互選）、市選管委員四名、学識経験者、各支部の役員で構成されています。また、教育委員会委員長、社会教育委員長、県選管委員長等を参与として置くとしています。

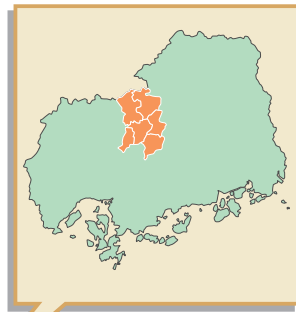
さらに、各支部の規約準則も用意、それに則って規約を統一することにしました。規約準則では、「支部明推協は、地域自治区内の明るい選挙推進委員をもって構成し、明るい選挙推進運動に賛同する地域団体その他の団体から推薦された者及び知識経験を有するものをもって組織」されるとしています。

「この準則は、政令指定都市に移行した場合に導入される区制に対応するものです。政令指定都市になれば、現在の浜松支部はいくつかの区明推協に分割され、その他の支部はいくつかの区明推協に統合される予定ですが、準則に則った規約をそのまま継続することになっています」（浜松市選管鈴木勉事務局長）。

しかし、支部の自主性を尊重するにあたって課題がないわけではありません。支部によって推進活動に対する温度差があるからです。「活動の総体的な充実をはかることが課題。しかし、七月に合併してすぐに知事選と市議の増員選挙、想定外の衆議院選が続く、活動内容よりもとにかく組織を立ち上げることが先決」だったと、鈴木事務局長は語ってくれました。

「支部の数が多かったため、それぞれの同意を得るのがたいへん」と内山会長は苦笑しますが、合併によって規模が拡大したことのメリットもあるようです。

「これまで顔も知らなかった推進委員の方たちと、コミュニケーションをとりながら活動を進められるのはメリットではないでしょうか。ほかの支部の活動を見て参考になることもありますから、それで活動が充実していけばいいと思っています」



安芸高田市（広島県）

吉田町
八千代町
美土里町
高宮町
甲田町
向原町

旧六町での活動を生かし新たな体制を目指す

安芸高田市明るい選挙推進協議会

● 郡明推協連合会で合併後の組織を協議

広島県中北部に位置し、島根県と接する安芸高田市は、旧高田郡六町の新設合併により、平成一六年三月一日に誕生しました。

面積は五三八^{km}、人口約三万四〇〇〇人で、県内では一四番目の市となります。

「六町は、市庁舎が置かれた人口約一万二〇〇〇人の吉田町を中心に、古くからし尿やごみ、消防などの業務を共同で処理するとともに、平成一二年には県内初の広域連合を設立して介護保険事務等に取り組んできました。そのため、合併協議もスムーズに進行しました」と安芸高田市選管の高本修係長は振り返ります。

住民自治が活発なのも六町の特徴で、特に旧高宮町は住民自治組織である地域振興会によるまちづくりで知られています。

六町では平成一三年六月から合併の調査研究を開始し、平成一四年四月に法定合併協議会を設置して十分な話し合いを進めた結果、協議事項はすべて全会一致をみて合併に至ったといえます。このような動きの中で、明推協のあり方も検討されました。

各町の明推協は、①吉田町―民生児童委員、女性会、行政相談員、教育委員、社協理事など九九名、②八千代町―選管委員、社会教育団体、地域代表、教育委員など一七名、③美土里町―青年団体、女性団体、社会教育関係団体など二五名、④高宮町―大字単位二―三人で計一〇名、⑤甲田町―青年団体、女性団体、老人クラブ、学校長、社会教育関係団体など三〇名、⑥向原町―青年団体、女性団体、社会教育関係団体など二三名（明推協のほか白ばらグループも活動）――の推進委員で構成され、独自に活動を展開してきました。

情報交換の場として高田郡明推協連合会を設置していたのも特徴で、合併協議会の選挙担当職員の働きかけにより、平成一四年七月から郡明推協連合会において合併後の明推協の組織についての協議がスタート。同年一〇月には合併協議会から、各町に支部を置く方針案が提示され、また、吉田町明推協の岡島實会長（現、安芸高田市明推協会会長）からも同様の案が出され、検討が進められました。

協議では、高宮町を除く五町の明推協が各種団体等の代表や委員の「あて職」による推進委員で組織されていたものの、各町の構成団体がまちまちだったことから、新組織の推進委員は「あて職」にするのか、その場合どの団体をあてていくのかなど、構成員の選出方法が議論の焦点になったといえます。

「現在の組織が生かせることから支部方式を提案しましたが、①合併に伴い六町の各種団体も変化するため、合併前の『あて職』による推進委員がそのまま合併後の委員になることは難しい、②支部が独自に活動すると、活動の温度差によって選挙の公平性で問題が生じる恐れがある、③独自に活動しないのであれば、支部は単なる連絡組織に過ぎなくなる、という理由から支部方式は見送られました」と岡島会長は経緯を説明します。

合意に至らなかったことから、平成一五年一〇月に合併協議会から新たな方針案が示されました。支部はつくりたくないとした上

で、各町明推協から三名の代表者を選出し、暫定的な明推協を設置し、新しい組織の構成員などはそこで検討するというものでした。

●組織構成員の基準の明確化が課題

新市誕生後の平成一六年三月二二日、新市の選管委員長名で旧六町明推協の代表者計一九名が招集され、設立準備会を開催して設立時の構成員と規約を決定。引き続き、同日に設立総会を開催し、規約を議決するとともに会長などの役員を選出し、安芸高田市明推協が正式に立ち上がりました。

市明推協は、理事六名（うち会長一名、副会長一名、監事二名の役員をはじめ、会長が委嘱した推進委員（任期二年）で組織。組織拡充のため、設立後の八月一〇月に役員が各町から推進委員を推薦し会長が委嘱した結果、推進委員は現在一〇九名となっています。

「理事を六名とするなど旧六町を意識した組織となりました。新しい規約の中で、例えば『あて職』をどうするかなどの推進委員の基準を明確化した上で組織体制を構築することが理想だったわけですが、結局、各役員の個人推薦の形となり、選出母体も統一されていないのが現状です。市における各種団体の組織体制が安定した後、改めて明推協の構成員の選出基準を考えていくことが、一つの課題ではないでしょうか」と市選管の神田正広さんは指摘します。

岡島会長も「誰もが参加できる方法とし

て、公募方式なども研究してみる余地はあるかもしれませんが」と話しています。

一方、活動については、基本的に各町での活動を継承し、平成一六年度は旧六町単位の活動を生かしながら合同研修会や推進大会をはじめ、広報紙の発行や啓発ポスターの募集、参院選や市議選での街頭啓発、候補者事務所への明るい選挙要望などの活動を展開しました。秋に県知事選を控えた今年度は、七月に市内二中学校で知事選の標語を選ぶ模擬投票（県明推協主催）を実施するなど、さまざまな啓発活動を推進しています。

今後は各町で取り組まれてきた特色ある活動をいかに全市的な活動へと広げ、明推協の活動における地域的な公平性を担保していくかが課題といえそうです。

「昭和五四年に吉田町明推協会長を務めてから明らかな選挙違反は経験しておらず、また、昨年の投票率は参院選六〇%、市議選八〇%を超えています。それに満足することなく市全体を意識し、知恵を絞って活動を進めていきたいと思っています。特に若年層の投票率の低下、政治離れが懸念されることから、中学校での模擬投票や小中学校におけることも議会なども実施できればと考えています」と岡島会長は今後の活動に意欲をみせています。

争点を学ぶ環境

前号(二八三号)では、意思決定をする手順について述べた。本号では、**個人の意思決定を助ける争点に関する情報環境について紹介したい。**

選挙で誰を投票するのか、という意思決定を行うときの基本は情報収集である。今回の選挙の争点は何か。話題になっている争点について、政党はどのような政策を提案しているのか。各候補者は自分の言葉では、どのように提案しているのか。マスメディアが取り上げる争点ではないが、自分にとって重要な争点について、政党や候補者はどのような政策を提示しているのか。有権者はこのような争点に関する情報収集を行い、争点に関する考えを決め、そして誰に投票するかを決定することになる。

アメリカでは大統領選挙は二年近く、中間選挙でも一年近くが選挙態勢になる。政党と候補者は選挙キャンペーンを繰り広げ、そしてマスメディアも、選挙特集を組む。日本に比べると、これだけでも、選挙に関しての情報が多いが、「これでも足りない」、とアメリカでは思われているようだ。

実際、政党や候補者の演説や配布物は、読み物としては面白いものではない。選挙に関する情報収集は投票という権利を行使するた

めの義務だとしても、ある程度成熟した民主国家では、「政治は関係ない」といつてしまえる余裕ができています。

安定した社会において、面白くないことはしたくない、と感じることや、それほど大きな変化があるとは思わないことに時間を費やしたくない、と思うことは、皮肉な言い方だが本能にそっている。

そこで、「投票のための勉強をしない人が悪い」と目くじらを立てて個人の責任にしない取り組みがアメリカでは起きている。

つまり、楽しく、何気なく、選挙に関する情報が社会に回る環境を構築している。本能に沿った環境つくり、大きく貢献するのは、MTVやコメディ・チャンネルなどのテレビ番組である。

★若者に争点教育をするMTV

日本だけに限らずアメリカでも投票に行かない層の代表は、若者である。最近では、若者の二五%しか投票していない、といわれて

横江 公美(よこえ・くみ)

●Profile

1965年、名古屋市生まれ。明治大学経営学部卒。94年に松下政経塾に入塾(15期生)。その間、プリンストン大学客員研究員、ジョージ・ワシントン大学客員研究員として、アメリカ大統領選を中心に世界の選挙の実地研究を行う。VOTEジャパン株式会社社長を経て、現在「PACIFIC21」代表。政策、世論調査、広報戦略に関するコンサルティングを行っている。明治大学非常勤講師。著書に「Eポリティックス」「第五の権力 アメリカのシンクタンク」(以上文春文庫)、「判断力はどうすれば身につくのかーアメリカの有権者教育レポート」(PHP新書)

いるほどだ。大統領から地方政府の政治家まで政治家の演説には「若者の未来のために」というフレーズをよく耳にする。大枠では、若者の視点も入っているわけだが、頻繁に議論される争点は、若者の関心事ではない。次世代を考えて社会保障を語れば、給付金の減少という考えに落ち着くが、この視点では、高齢者の投票は期待できなくなる。高齢者の投票率が高い、という現実の前では、どうしても、高齢者にとって耳触りの良い公約が飛び交うことになる。そして、若者は居場所がないと聞き直り、さらに、政治から置いてきぼりをくらう、という悪循環が存在している。ここに役割を見出したのが、MTVである。MTVの二〇〇四年の大統領選挙における取り組みを紹介しよう。

二〇〇四年三月、各政党が候補者を選出する予備選挙が終焉し、共和党も民主党も候補者を決定し、選挙が本格化する時、MTVはワシントン・ポストなど大手新聞に全面を使った広告を掲載した。「投票するか、敗者になるか。2004」MTVはこれか

ら投票日まで、若者向けの選挙に関する報道番組を放映すると宣伝した。この番組は名前のとおり「選挙に行こう」がメッセージになっている。

番組は「もし、あなたが投票しないことを選択したなら、他の誰かがあなたの代わりに選択する権利を得るでしょう。」という言葉から始まり、若者にとっての争点は三つのEつまり、経済 (Economy)、教育 (Education)、環境 (Environment) である、と流れる。MTVは、この三つのEを若者を対象に行った独自アンケートから導き出している。

第一回の番組では、今年、初めて有権者になる若者が、次々に登場し、どの候補者を支持しているのか、なぜ支持しているのかを、自分の言葉でスピーチした。登場する若者はリサーチが必要だし、見ている若者は、等身大の刺激を受けることになる。

MTVでは、大統領選挙に関連するニュース・プログラムも放映した。予備選挙の天王山といわれるニューハンプシャー州の予備選挙、党の候補者がだいたい判明する三月のスーパー火曜日、各党が公式に候補者を指名する全国党大会、候補者によるテレビ討論会、そして投票速報を放映した。もちろん、MTVはロックのテンポでチャンネルをかえる若者が飽きないように、工夫を凝らした。共和党と民主党の全国党大会に赴き、政治セレブリティを取材したのは、人気ラップ歌手のP・ディディだった。大粒のダイヤのピアスに独特のラッパ・ファッションで党大会に参入し、突撃インタビューを繰り広げた。民

主党の党大会では、ヒラリー・クリントン上院議員が突然、マイクを向けられたが、ここやかに対応していた。

MTVは、セクシーな映像のプロモーション・ビデオやお騒がせのスターたちが登場する、若者に絶大な人気を誇る音楽チャンネルである。日本の若者もビルやコーラ片手にポテト・チップスやピザをつまみながら、MTVを楽しんでいる。全世界の若者に支持されているが、行儀が良い番組とはいえない。アメリカのネットワークのテレビ番組は驚くほど品行方正である。日本では当然のようにテレビの映画放映で流れるきわどいシーンはことごとくカットされている。そのため、特別なR番組（成人用チャンネル）と契約していない普通のケーブルテレビの番組では、MTVに流れる映像はもっとも過激なのである。



MTVのホームページ
<http://www.mtv.com/chooseorlose>

ソファーに寝転がってブリトニー・スピアーズの最新ビデオを見ていたと思ったら、「選挙に行こう」のメッセージが流れ、さらに大統領選挙に関するニュースも流れる。MTVは、自然に見てしまう「選挙教育」を目指している。

MTVが選挙に影響を与えたと思われる例もある。一九九二年の大統領選挙では、ジョージ・ブッシュ（父）が再選すると思われていたが、ビル・クリントンに負けてしまった。この選挙では、勝敗の要因はさまざまであるが、クリントンはMTVを活用し、ブッシュはMTVを無視した。MTVは大統領候補者を招待し、若者が質問する、という番組を企画した。「マリファナを口にしたことがあるが、吸ったことはない」という迷言をクリントンから引き出した番組である。ここでクリントンはサクソフォン演奏もお披露目した。しかし、ブッシュは、MTVからの出演依頼を「ロック狂いの少女が見る番組」として出演を拒否した。

一九九二年の選挙が教訓になったようで、今やどの大統領候補者もMTVを大事に扱うようになった。MTVによると、二〇〇四年の大統領選挙では二一〇〇万人の一八歳から三〇歳までの若者が投票し、目標は二〇〇〇万人であったので、大成功を収めた。MTVの選挙報道は、若者の争点教育において、候補者からも今や無視できない存在になっている。

★毎日のニュースはユーモアが一杯

二〇〇四年の大統領選挙では、コメディ・チャンネルも大きな役割を果たした。無理せず政治を学ぶ環境を提供することに力を入れ、個人も無理をしないアメリカでは、深夜のコメディ・ショーが日々のニュースをユーモア一杯に提供している。

平日の午後一時三〇分に始まるレイト・ショーやトゥナイト・ショーは、毎日のニュースがユーモア一杯に番組に入っている。そして土曜日午後一時三〇分に始まるサタデー・ナイト・ライブでは、毎日の事件や一週間の事件をパロディにして放映する。過剰演出もあるが、だいたい、何が起きているかは知ることができる。コメディでニュースを知るといえるのは一つのアメリカの文化ともいえるのかも知れない。

二〇〇四年の大統領選挙では、圧倒的に支持を得たコメディ・ニュースが誕生した。コメディ・セントラル（チャンネル）で午後一時から始まるザ・デイリー・ショーだ。これは、毎日のニュースや話題の人物をユーモアとパロディで紹介する。司会のジョン・スチュワートは、笑いと政治のセンスをもち、さらに、政治家とのネットワークも構築する。

パロディ・ニュースは笑いの中に、往々にして真実を伝える。スチュワートは愛情一杯の皮肉ある質問をニュースの人物に浴びせかける。そして、嫌味のない笑いで包む。ザ・デイリー・ショーは、大学生の必見番組であった。「今の大学生のほとんどは、ニュースをコメ

ディ・チャンネルのザ・デイリー・ショーから得ています」インタビューをした政治学部の教授は口を揃えた。

この人気に乗じて、スチュワートは有権者教育の教科書「We The People」のパロディ版ともいえる「デモクラシーの有権者ガイド」ジョン・スチュワートのザ・デイリー・ショー版「The Daily Show with Jon Stewart Presents America (The Book: A Citizens Guide to Democracy Inaction (Hardcover)」を選挙の一ヶ月前に発売した。

当時、大学のキャンパスを歩くと、持ち運ぶには重いこの本を抱えて歩く大学生を頻繁に目にした。この本はアメリカのデモクラシーを皮肉一杯に紹介するが、基本知識のぶれはない。資金やロビー活動、選挙運動については意地悪な見方をすればいくらでもできる。皮肉一杯に面白く説明しているので、楽しくアメリカの政治システムを学ぶことができる一冊である。発売から一年近かった二



「バック・トゥ・スクール」特集の書棚

〇〇五年の夏にも、この本は本屋に並んでいた。九月からの新学期にむけてこの本屋さんでも、「新学期開始…バック・トゥ

ー・スクール」特集の棚を設置する。その棚に並んでいた。

★楽しく争点を学ぶ環境

本号で紹介した、争点を楽しく何気なく学ぶ環境づくり、つまり「本能型争点教育」には、違和感を覚える人も多いだろう。しかし、「政治は背筋を伸ばして勉強するもの」、と決めた時代ではないのではないだろうか。国が安定し民主主義もある程度、成熟してくると、投票率は落ちてくる。

投票率の数値だけの議論だけではなく、さらに、人々の勉強不足をなじるのではなく、等身大の争点に関する情報を提供する環境づくりが必要ではないだろうか。政治について、何気なく、さらには、楽しく学べる環境づくりは、これからの日本には必要なエッセンスになる。

MTVやコメディ・セントラルの試みを、「衆愚政治への危険を孕む」と一蹴することは簡単だ。しかし、実際、MTVの選挙関連のニュースを見れば、三つが争点になる理由や、それらに関する各候補者の考えもわかる。選挙で何が起きているかもわかる。ザ・デイリー・ショーでは笑いながら、ストレーートのニュースだけではなく、ニュースの裏も見ることがある。

日本にも、ザ・デイリー・ショーやレイト・ショーのような、楽しく学べるニュース・トーク・ショーができることを期待してしまう、この頃である。

学生委員の企画で選挙について の座談会を開催

— 現役大学生が県明推協委員として活躍 —

高知県明るい選挙推進協議会

小・中・高・大学生を対象に実地講義や模擬投票など、将来の有権者育成事業を推進している高知県明るい選挙推進協議会（植田通子会長）は、平成一六年一二月に高知女子大学の学生二人を県明推協の委員に選出しました。学生委員の新鮮な発想でさまざまな事業を進め、低投票率の若者に関心をもってもらおうというのがねらいです。今年七月六日には、学生委員の企画による活動の第一弾として、高知女子大学生による座談会「選挙ってどう思う？」が行われました。

学生のうちから手を打つ必要性

高知県は、明治一三年に土佐郡（現在の高知市）において日本で初めて女性に参政権（町会）が与えられたのをはじめ、参政権拡大に大きな足跡を残した地として知られています。しかし、平成一五年の衆院選では、高知一区の投票率が初めて五〇％を切り、また、同年の高知市議選における二〇代前半の男性の投票率は一一・六％（女性は一・一％）となるなど、投票率の低下が大きな問題になっていました。

そのため、高知県明推協では、政治や選挙に関心をもつ将来の有権者の育成をねらいに事業を推進しています。

「低投票率の若者に関心をもってもらうには高校や大学生のうちから手を打たなければ、と平成一五年から先生に個別に頼み、啓発授業を引き受けてもらっています」と植田通子会長は取り組みのきっかけを説明します。

県明推協や県選管が協力し、授業の時期や形式は担当の教師や教授に任せて取り組んでおり、平成一五年度は大学二校と高校

一校で、平成一六年度は大学二校、高校一校、小学校四校で実地講義や模擬投票などの啓発授業を行いました。

中でもユニークだったのが高知女子大学の啓発授業で、橋本基弘教授の「日本国憲法」の講義の一コマとして平成一五年六月に行われました。授業は、「投票に行くべき派」「投票に行く必要がない派」に分かれて各派代表二人（計四人）が壇上で考えを主張し、討議していくパネルディスカッション形式で実施。その後、聴講していた学生が本物の投票用紙を使って最も共感した人に票を投じる模擬投票を行い、その開票結果に基づいて橋本教授が講義を行いました。

「組織票が多くて、個人の意見は反映されない」「仕組みがややこしくて、参加の意欲が湧かない」という「投票に行く必要がない派」に対し、「投票に行くべき派」は「国民の権利であるから参加すべき」「莫大な税金が使われている。無駄にしないで」と主張しました。

「一番票をとったのは『選挙にはたくさんのお金がかかっている。それらが無駄にしないためにも投票に行くべきだ。投票にも行かず文句をいうのはおかしい』という意見でした。名前の連呼の選挙カーはうるさいだけと感じ、候補者やマスコミには分かりやすい言葉で伝えて欲しいと訴えています」と植田会長は振り返っています。

学生からは「このような授業をもっとや

って欲しい」との感想も寄せられました。

「若者の選挙への無関心、低投票率を問題視する割には、若者の意見を聞く機会がとてもしないのではないだろうか。高知女子大学での啓発授業を通じて、私たちが思っている以上に学生たちは行動力も思考力もあることを感じました」と植田会長は、啓発授業に手心えを感じたようです。

現役学生が県明推協の委員に

この高知女子大学でのパネルディスカッション形式の啓発授業が、現役大学生を県明推協委員にスカウトするきっかけになりました。

「県選管から『女子大生に県明推協委員になってもらっては』との提案があり、パネリストとして良い意見を発言していた学生に声をかけました」と植田会長。

抜擢されたのは高知女子大学生活科学部生活デザイン学科の上原さん（当時二回生）と同大学文化学部文化学科の田端真澄さん（同）。各種団体の代表や新聞・テレビ各社の報道部長などが顔をそろえる県明推協委員に現役大学生が加わるのは初めてで、画期的な試みです。

平成一六年一二月に委員になった上原さんは、次のように振り返っています。

「植田会長からフレンドリーに誘われました。いろいろな人と話をする機会もあるの

で社会経験を積むことができ、スキルアップにつながるというわけて思わず納得し、参加することになりました」

田端さんも「まだ二〇歳になっておらず、選挙の知識もなかったので、選挙に対する意識を高め、経験を積む上でいいチャンスになると思い、お引き受けしました」と話しています。

同世代で率直な意見を出し合おう

「選挙ってどう思う？—高知女子大学 選挙についての座談会—」は、今年七月六日の午後五時から、高知女子大学永国寺キャンパスの第一演習室で行われました。

座談会を企画した上原さんは、きっかけと経緯を次のように話しています。

「せっかく委員になったのだから若い発想で何か企画してほしいという植田会長からの強いプッシュがありました。それで、選挙や政治に関する率直な意見を友達感覚で出し合ってみようと、田端さんと二人で座談会を企画しました。友人に声をかけ参加者を集めました。『選挙についての座談会』というタイトルで、お菓子を食べながらちよつと話そうと誘いました」

当日は、司会を務めた上原さん、田端さんも含めて九人の高知女子大生が出席。植田会長や県選管職員もサポート役として参加しました。

座談会は、「選挙について考えたことがありますか？」「投票の経験はありますか？」という問いかけから入り、「どうして若者の投票率が減少しているのか？」「どうすればもっと参加しやすい選挙になるか？」などについて意見を聞きながら議論を深めていきました。

座談会の展開のシナリオを考え、進行した上原さんは、「私たちには選挙についての知識はほとんどありませんでしたが、そのことが逆に強みになりました」といいます。

「出席してくれた友人と同じ目線でいっしょに考え、話していく中で、自分たちは何が分かっていないのかを発見していこうと心がけました。ですから、『これについて知っていますか？』という知識を試すような質



田端さん（左）、上原さん（右）
明るい選挙推進協会主催の青年リーダー養成研修での活動報告（2005.7）

問は一切行わず、『私はあまりなかったけれど、みんなは選挙について考えたことがありますか?』『私にはよく分からないのだけれど、選挙の投票率はどうして低いんだろ うね?』といった問いかけで進め、話しやすい雰囲気づくりに努めました。それがさまざまな意見を引き出すきっかけになったのではないかと思っています」

若い人の意見に耳を傾けることが大切

上原さん、田端さんの好リードと植田会長、選管職員のアロウによって、参加した学生からは多くの意見が出され、活発な議論が展開されました。

座談会出席者のうち、既に三人は選挙に行った経験がありました。選挙権がありながら棄権したことのある参加者はいませんでしたが、実際に選挙に行くかとの問いかけに対し、「権利であって義務ではないので行かない」「(投票したい候補者がいないから) 白票を投じるという手段もあるが、投票所にわざわざ行ってまでとは思わない」「消去法で選ぶのが嫌」という意見が出されました。

候補者が掲げる公約については、「候補者同士の公約の違いが分からない」「実際に何をしたいのかが分からない」と感じている学生も少なくなく、投票した人が当選しても「どう政策に反映されたかが見えてこな

い」との声もありました。

また、国会中継や議員からは、「(揚げ足取りに終始し) 子どものけんかみたいで、レベルが低い」「国民が一番考えている問題と、郵政民営化が焦点となっている国会との意識のずれが大きい」と感じている学生もいました。

投票率が低いのは、「政治が生活に密着していないから投票に行かないのではないか」「投じた一票がどこまで役に立つのか疑問」「誰も選べないから投票に行かないのではないか」との意見が出され、「(ネットや携帯電話、IDカードなどで) もっと簡単に、どこでも投票できるようになれば(行く)」「当選させたい候補者を選ぶのではなく、落としたい候補者を選ぶようにすれば行く」「投票には行きたいが、入りたい候補者がいない場合の意思表示ができる方法があればよい」といった意見や提案などもありました。

座談会を終え、田端さんは、選挙に対して興味をもっている同世代の仲間が意外に多かったと感じたそうです。「選挙について否定的な意見の人も何人かいましたが、頭から否定しているのではなく、興味や関心はもっていることが分かりました」

上原さんも「アンテナを立てて情報を収集し、選挙についてもきちんと考えをもっている同世代の友人がいることに刺激を受けました。だから、単に選挙に行きましょ

うと呼びかけるだけでなく、若い人の意見にもっと耳を傾けるべきではないかと思いました」と感想を話しています。

座談会の結果に手応えを感じた二人は、今後の活動の抱負を次のように語っています。

「大学生の投票率が低いといわれていますが、大学が会場になってそこで投票ができるようになれば、選挙に行くのではないでしょう。か。そういうことも考えてもらえればと思います。今後の活動としては、今回の座談会のような学生を対象にした事業をまた企画したいですね(田端さん)

「田端さんの『大学を投票所に』というアイデアも、法律や制度で決まっていますと難しいと片づけられてしまえばそれまでですが、そこで私たちが諦めてしまっても何も変わりません。やはり、私たち若い世代も意見を出し合って改善点を考えていくことが大切であり、そのためには、肩肘を張らない地道な活動を続けていきたいと思っています」

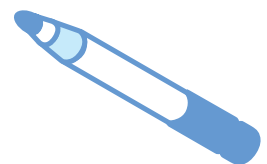
(上原さん)

大学生委員二人の活動は、同世代に刺激を与えらるとともに、高知県内の明るい選挙推進活動に新しい風を吹き込んでいくことでしょう。

施策紹介

改正介護保険法が成立

高齢者の介護を社会全体で支える介護保険制度が平成二十二年四月に導入されて以来、初めての見直しが行われ、本年六月二日に改正介護保険法が成立しました。予防重視型システムへの転換を図っていくために「新予防給付」が創設されたのが特徴です。



介護保険制度は、家族中心で行われてきた高齢者の介護を社会全体で支え、介護サービスを福祉給付制度から社会保険方式に変更して給付と負担の関係を明確にすることなどを目的に、平成二十二年四月の介護保険法施行に伴いスタートしました。

同制度は五年ごとに見直すこととなっており、高齢者の「自立支援」「尊厳の保持」を基本としつつ、制度の持続可能性の確保、明るく活力ある超高齢社会の構築、社会保障の総合化を基本的視点に、今年、導入後初めての見直しを実施。その結果、①予防重視型システムへの転換（新予防給付の創設、地域支援事業の創設）、②施設給付の見直し（居住費・食費の見直し）、③新たなサービス体系の確立（地域密着型サービスの創設、地域包括支援センターの創設）、④医療と介護の機能分担と連携強化、⑤サービスの質の確保・向上（情報開示の標準化、事業者規制の見直し、ケアマネジメントの適正化）、⑥保険料の在り方、要介護認定事務の見直し、保険者の機能の強化——などの改正が行われました。

■筋トレなどの「新予防給付」を創設

改正の最大のポイントは、介護保険制度の基本理念である「自立支援」をより徹底し、予防重視型システムへの転換を図っていくため、要介護度の軽い人を対象に「新予防給付」を創設したことです。

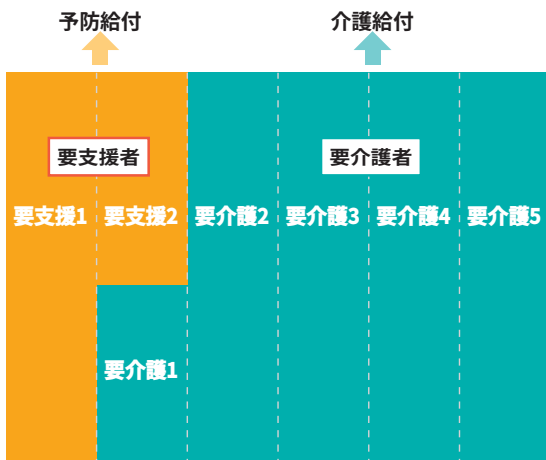
現行の要介護の認定区分は、「要介護1」～「5」と「要支援」の六段階となっていますが、「要支援」を「要支援1」と「要支援2」に区分し、七段階とします。

具体的には、現在「要支援」の人は新予防給付の対象となる「要支援1」に移り、「要介護1」の人は新予防給付の対象となる「要支援2」と従来の介護給付が受けられる新「要介護1」に分かれます（図1参照）。その決定に当たっては、現行の要介護状態区分の審査に加え、高齢者の「状態の維持・改善可能性」の観点を踏まえた基準に基づき審査します。

新予防給付としては、「予防訪問介護」「予防通所介護」を導入し、マシンやダンベルなどを使った筋力向上トレーニング（筋トレ）

をメニュー化するとともに、「居宅療養管理指導」による栄養改善、口腔ケア（口内、歯、入れ歯の手入れなど）を実施。一方で、単に生活機能を低下させるような家事代行型の訪問介護は原則的に行わないことにしました。新予防給付のサービスは市町村を責任主体とし、要支援や要介護状態になる前からの一

図1 保険給付と要介護状態区分のイメージ



現行区分：要支援 要介護1 要介護2 要介護3 要介護4 要介護5

貫性・連続性のある「介護予防マネジメント体制」を確立します。具体的には、各市町村に「地域包括支援センター」を設置し、保健師等が介護予防のプランを作成し、実施していきます。なお、介護保険サービスは本人の選択が基本であり、嫌がる人に筋トレを強制することはありません。

新予防給付導入は、軽度の要介護者に自立を促して重度要介護者の増加を抑制し、介護保険財政の悪化を防いでいくのがねらいで、厚生労働省は一三三万人いる要介護1の人のうち、一〇〇万人前後が要支援2に移るものと見込んでいます。

新予防給付は、平成一八年四月に施行（体制が整わない市町村は平成一九年度末までに施行）し、施行三年後をめどに、新予防給付の費用対効果の検討を行うこととしています。

また、予防重視型システムへの転換に向けては、市町村が実施する「地域支援事業」を創設します。要支援や要介護状態になる前から介護予防を推進していくのがねらいで、介護予防のスクリーニングやその結果を踏まえての介護予防サービスの提供、同サービスのマネジメント事業などを推進します。

■施設での居住費・食費が自己負担に

改正のもう一つの大きなポイントは、施設給付の見直しで、低所得者に配慮しつつ、介護保険施設などにおける居住費、食費を保険給付の対象外としました。介護保険と年金給付の重複の是正、在宅と施設利用者の負担の

公平性を図っていくのがねらいです。

同じ要介護状態の人でも、在宅で生活する人はサービス利用の一割負担のほかに食費や居住費等（アパート代、光熱水費）を負担しており、その総額は全国平均で月額約一〇万四〇〇〇円になります。一方で、特別養護老人ホームで生活している人（要介護5の場合）の負担は、サービス利用の一割負担と食料費の合計月額約五万六〇〇〇円で、二倍程度の格差が生じています（図2参照）。

そこで、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設の介護保険三施設（ショートステイを含む）における居住費（滞在費、食費（食材料費と調理コスト相当）、通所系サービスの食費（同）は保険給付の対象外とし、自己負担としました。

具体的な利用者負担額は、施設と利用者の契約で決まりますが、厚生労働省では標準額を示しており、課税年金収入額等が二六六万円以上の人の場合、居住費は相部屋で月一万円、個室で月三万五〇〇〇円～六万円、食費は月四万二〇〇〇円の負担となります。その結果、特養の相部屋に入っている人は、現行の月額約五万六〇〇〇円の負担が八万一〇〇〇円となり、二万五〇〇〇円の負担増となります。

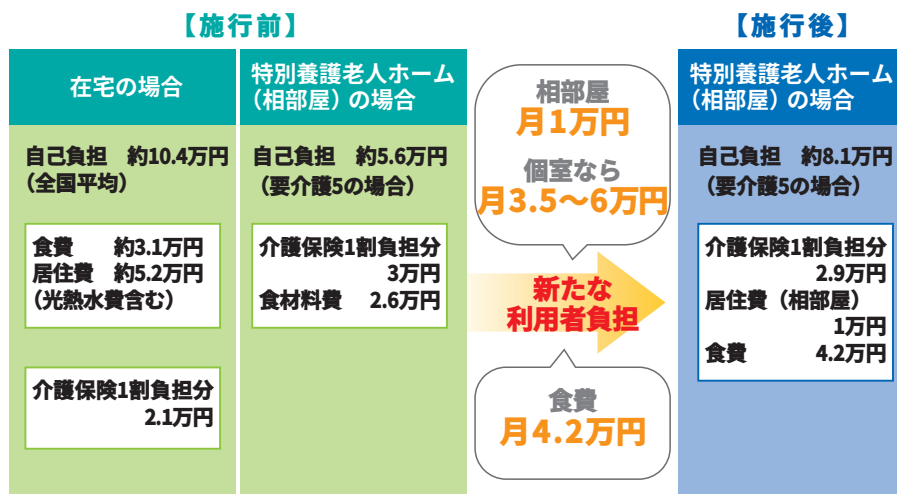
ただし、低所得者に過重な負担とならないよう、①生活保護受給者等、②課税年金収入額等八〇万円以下、③同八〇万円超二六六万円未満、の三段階での負担上限額を設けるとともに、介護保険導入前入所者への特例措置も設けています。施設給付の改正は、今年一

〇月から施行されます。

そのほか、認知症高齢者や一人暮らし高齢者などが住み慣れた地域で生活できるよう、市町村が提供する「地域密着型サービス」を創設します。

なお、改正の焦点となっていた保険料徴収年齢の現行四〇歳以上から二〇歳などへの引き下げや、障害者を含めた介護保険の対象拡大は、平成二一年度をめどに所要の措置を講ずるとされました。

図2 施設給付の見直し（年金266万円以上の場合）



東西南北

投票用紙のリサイクル

練馬区選挙管理委員会（東京都）

練馬区では、投票用紙のリサイクルに取り組んでいます。平成一年に東京都選挙管理委員会からの呼びかけに応じたのがきっかけでした。投票用紙は実は紙製ではなく、ポリプロピレンを主原料とするプラスチック製品です。練馬区でも以前は、紙のようにリサイクル化できずに廃棄処分していました。が、なんとか一選挙あたり四〇〇kgになる投票用紙を再利用できないかということで検討を始めました。

最初に取組んだのは、植木鉢や敷石・杭といった製品でしたが、できたものが商品となるかといった問題にぶつかりました。投票用紙は着色されており、でき上がったものの色が限定され一般商品とはならないということでした。つまり、製品については、本区が購入する仕組みでないと、リサイクルシステムとして難しいことがわかってきました。

そこで練馬区では「選挙で使用したものは再び選挙で」を新たな方針として再検討を行いました。その結果、平成一五年秋に「ポス

このコーナーでは、全国各地の選挙啓発に関するユニークな取組み、新しい取組みを現地から報告してもらいます。

ター掲示板」に再利用することを決め動き始めました。練馬区では五五七ヶ所（当時）のポスター掲示場をもっており、大きさも区議会議員選挙では七〇人分の面数のボードを使用することから、出される投票用紙の量とそこから再生される製品としての使用量のバランスが良く、製品化が可能であろうと考えました。

でき上がったものは、芯材（ボードの部分）に再生古紙を使用し、その表面に貼る防水用のフィルム为原料の一部に投票用紙を使用したものでした。この製品は直後に行われた参議院議員選挙で初めて使用し不具合もなく、引き続き今年の都議会議員選挙でも使用しました。

この製品化が一段落し、他に選挙で使用できるものはないかと検討したなかで出てきたのが養生シートでした。練馬区の投票所は殆んど学校の体育館又は特別教室であり、床を養生するために塩化ビニール（塩ビ）シートを使用していました。練馬区では約六〇〇本（五〇m巻）を使い、使用したあとは産業廃棄物として処理されており、この塩ビシートに代わるものと考えました。ポスター掲示板を共同開発した会社が紙工業の会社という

こともあり、掲示板と同様に古紙を芯材とし、表面の防水用のフィルムに投票用紙を原料の一部に再利用しての製品化を目指しました。市販品にも同種のものがあり、耐水性・強度・作業性がクリアされれば十分使用できると考え、サンプル品の作成に着手しました。最初、職場の廊下や水周り周辺に敷いたところ水分を吸い込んだ部分が弱くなり破れやすくなることがわかりました。そこでフィルムを厚くしたところ耐水性が向上し、厚くしたことによるマイナス面も出ず製品化を決定しました。製品にするにあたっては、紙製品であるので印刷が容易であり、デザインとして「めいすいくん」を選び、啓発に役立つともうことにしました。



『投票用紙でリサイクル』
～このシートは投票用紙を再利用しています～

この養生シートも今年の都議会議員選挙で初めて使用しましたが、以前のグレーの塩ビシートに比べると薄茶色で明るく、「めいすいくん」も緑で印刷され投票所の雰囲気に変化が生まれました。廃棄についても紙製品として取扱えるので一般廃棄物扱いが出来るようになりしました。養生シートは汎用品の性格

をもっているんで、使用していただける団体が増加すればと思います。練馬区での活動が広がり、回収から製品化へのリサイクルルートができることを期待しています。



大学生に対する選挙啓発講義の開催 香川県選挙管理委員会

香川県選挙管理委員会と香川県明るい選挙推進協議会は、今年の七月に香川大学法学部の学生約一五〇人を対象に、選挙啓発講義を実施しました。今年度から始まった事業です。

若い世代の選挙離れが指摘されるなか、次代を担う大学生を対象に、選挙制度の説明や投票参加の呼びかけを行うことにより、選挙や政治に対する意識を高めることが目的で

す。

講義は、①選挙管理委員会の役割説明（九分）、②選挙クイズ（三五分）、③選挙講義（二〇分）、④選挙啓発ビデオ上映（二六分）で構成され、香川県選挙管理委員会の職員が講師を務めました。

この選挙啓発講義は、香川大学法学部助教授で香川県明るい選挙推進協議会委員である堤英敬（つみひでのり）先生の協力により実現し、正規の授業（八五分）として、大学の教室で行われました。堤先生は七月下旬に行った授業の試験で、この選挙啓発講義で出されたクイズから一問出題されたそうです。

はじめに選挙管理、選挙争訟や選挙啓発などの選挙管理委員会の仕事や関連する公職選挙法、地方自治法、政治資金規正法などについて説明しました。

続いて選挙クイズの出題と解説です。クイズ一七問が書かれた用紙を配布し、一〇分ほどで回答を選択してもらいました。クイズのテーマは選挙権、被選挙権、選挙人名簿、投票、期日前投票、開票、当選人、選挙運動、政治活動、他国の選挙制度、都道府県知事、国外に居住する日本国民の投票と多岐にわたります。答えの解説は、若者向けのパンフレット「負ケルナ二〇代」、マンガ冊子「投票に行こうよ」や法律改正を説明しているパンフレット「期日前投票制度のあらまし」などを使って説明しました。

続いて、選挙講義を行いました。選挙制度、投票方法や香川県の選挙区や議員定数などを、パンフレット「選挙の知識」を使って説明しました。

続いて、大学生が同じ年代の若者に対して、政治・選挙に関心をもつことを呼びかけている鹿児島県の「学生投票率一〇〇%をめざす会」など三つのグループを紹介するビデオ「若者と明るい選挙推進運動」を見てもらいました。

最後にお知らせとして、今後の選挙の予定と香川県が実施している青年研修「はたちのつどい」についての情報を提供しました。

参加者の「選挙啓発講義」に対する評価（アンケート回答者一四六人）は以下のとおりです。

「ためになったかどうか」との問いに対し、「非常にためになった」「まあまあためになった」と答えた人の合計は、選挙管理委員会の役割の説明が四六・六%、選挙クイズが九一・一%、選挙講義が七三・三%、選挙啓発ビデオが六四・四%です。

このように各講義に対する評価はおおむね高く、特に選挙クイズは五一・四%が「非常にためになった」としています。

また、「今回の選挙啓発講義を受けて、投票に行こうと思いましたが？」との問いには二八・八%が「必ず行く」、五〇・七%が「行くつもり」とし、研修全体としても高い評価を受けました。

その他、投票に「必ず行く」、「行くつもり」と答えた人とその理由を尋ねたところ、「権利の行使を試みたいと思っていたから」が最も高く四五・四%でした。また、二〇代、三〇代の投票率が低いことについては七一・二%が「非常に憂慮すべき」と回答しています。

明るい選挙のあゆみ

第2回『普通選挙の実現』

画／藤原良二



第一次世界大戦後
国際的に政治の民主化が進展した
わが国でも都市化の発展
民衆の台頭
国民の教育水準の向上などにより
民主化を求める思想と運動が起こり
「大正デモクラシー」と呼ばれた

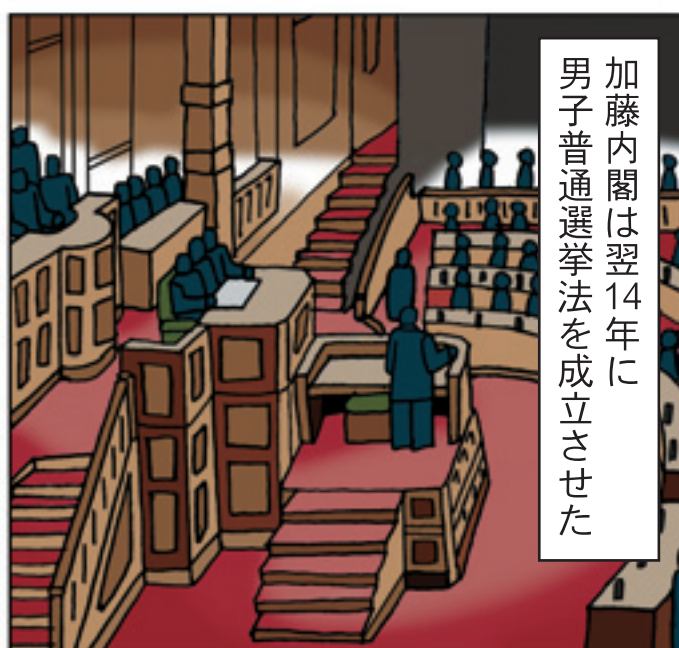
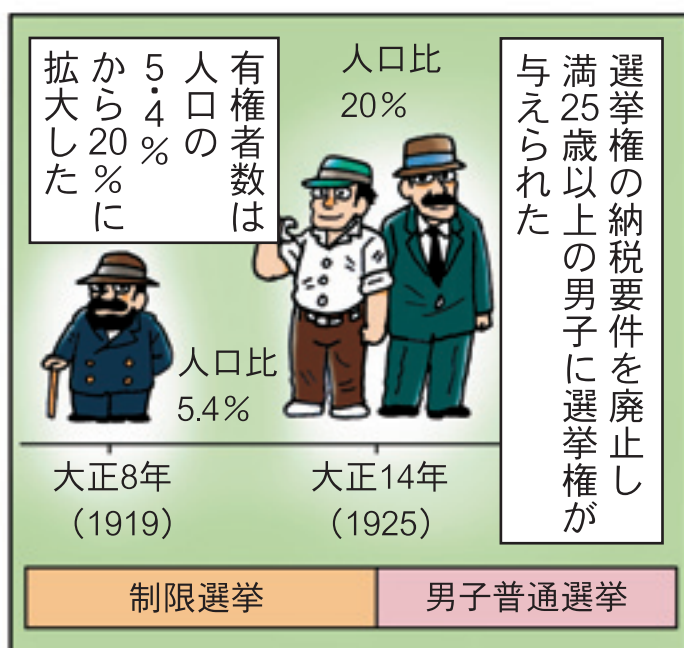
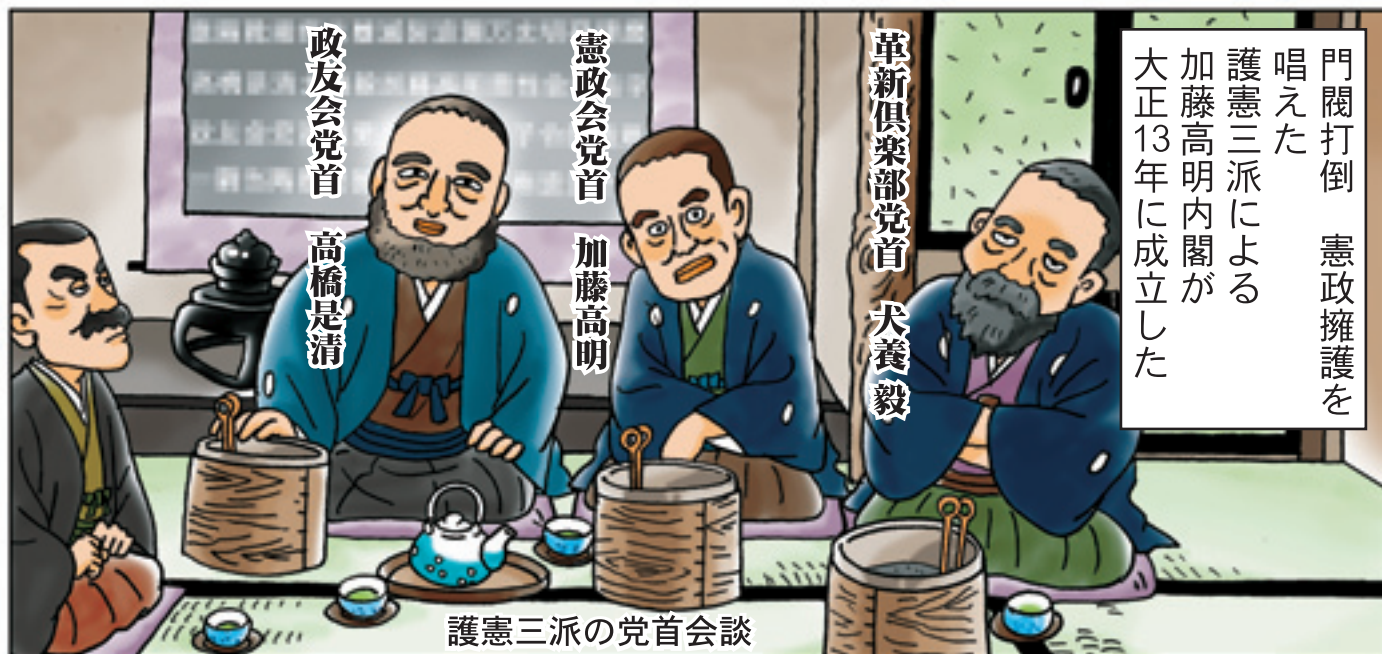


大正8年に各地で
普通選挙を求める運動が高まり
大正9年には42団体による
全国普選期成連合会が結成された



大正5年には
吉野作造が「民本主義」を唱え
政党政治の確立
普通選挙の実現などを訴えた

吉野作造・東大教授





その後 後藤は行政マンとなり
大正9年から12年までは
東京市長としても活躍した



後藤は1857年に
岩手県水沢市に生まれ
苦学して医者になった
愛知県病院長時代には
暴漢に襲われた板垣退助を
治療している

板垣
死すとも
自由は
死せず



後藤新平は倫理化運動の
具体的な活動として
同15年に普選準備会を
設立した

普選準備会の活動は
自ら選挙に関係するのではなく
外から選挙を監視して
政治の浄化を求めるもので
設立後一年間の地方講演で
約25万人が会員になった

列位有識者さまに原稿を

大正元年（1912年）

憲政擁護大会全国各地で開催
される（第一次護憲運動）

大正3年（1914年）

第一次世界大戦（大正7年）

大正7年（1918年）

原敬政友会内閣成立（本格的
政党内閣）

大正9年（1920年）

国際連盟成立

大正12年（1923年）

関東大震災

大正13年（1924年）

政友会・憲政会・革新俱樂部
で護憲三派連盟を結成（第二
次護憲運動）

大正14年（1925年）

衆議院、貴族院の両院で普選
法案を可決

大正15年・昭和元年（1926年）

後藤新平、政治の倫理化運動
提唱

協会からのお知らせ

協会では、このたび啓発グッズ(有償)としてシール、ボールペン、携帯電話用のクリーナーを作成しました。啓発活動に是非ご活用ください。お問い合わせ、お申込は協会まで。

①めいすいくんシール

シート2枚のセットです。

1枚は、めいすいくんと妹のメイちゃん、弟のただしくん、お父さん、お母さんのさまざまな17ポーズのシールを集めたものです。

もう1枚は、誕生日を表すケーキ、旅行を表すスーツケースなど20シーンのいろいろな行事予定を、かわいらしくデザインしたミニシールを集めています。手帳のスケジュール欄に貼って使えます。



②めいすいくんボールペン

きれいな緑、赤、青色の3種類のボールペン（インクは黒色）に、めいすいくんのフィギュアとストラップが付いています。それぞれが着脱可能ですので、自由な組み合わせで使えます。

台紙は本のしおりとしてご使用になれます。



③めいすいくん携帯クリーナー

クリーナーには上質な素材を使用していますし、紐の部分はバネで伸縮するので、とても拭き取りやすくなっています。台紙は定規やしおりとして使えます。

協会では、20歳代、30歳代前半を主な対象とする常時啓発事業として、インターネットムービー、ラジオ番組、雑誌広告、交通広告を10月から実施します。

インターネットムービーはインターネットのサイト (<http://www.y-choice.jp>) でご覧いただけます。ラジオ番組はFM東京系列37局で、月曜日から金曜日までの毎日14時55分から5分間番組を放送します。

本号の裏表紙は、10月に実施する交通広告及び雑誌広告のデザインです。

◆編集後記

- 衆議院議員総選挙が9月11日を投票日として実施されました。投票率（小選挙区）は、67.51%で、前回衆院選（小選挙区）と比べて9.65ポイントの上昇、昨年7月に実施された参院選（選挙区）と比べて10.94ポイントの上昇でした。どの選挙もその意義は大きいのですが、今回の衆院選は、有権者の関心が特に高かった選挙だったといえます。
- 全国各地で投票参加を呼びかける活動が行われました。明るい選挙推進協議会でも、酷暑の中、啓発活動に取り組まれたことと存じます。お疲れ様でございました。

- 前号でお知らせした協会主催の研修会は、衆院選の実施に伴い、延期等日程を変更しております。
- 寄稿は、東京大学教授の蒲島郁夫さんをお願いしました。選挙と争点の関係について、今回の衆院選の結果を踏まえて書いていただきました。
- 特集は、市町村合併に伴う明るい選挙推進協議会の再編について取り上げました。市町村合併を明推協活動を活性化するための組織再編の好機と捉え、意欲的に取り組まれたいくつかの事例を紹介しています。

編集・発行 ● 財団法人 明るい選挙推進協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目1番1号
商船三井ビル6F

☎ 03(3560)6266・6267 FAX 03(3560)6268
<http://www.akaruisenkyo.or.jp/>
akaruisenkyo@mua.biglobe.ne.jp

編集協力 ● 株式会社 ギョウせい

ちょっと読んで
みませんキョ?



明治時代の プラチナチケット?

ウェブサイトで動画配信中!

It's your CHOICE!
www.y-choice.jp

明治23年、100人に1人しか手に入れることのできない
入場券が生まれました。

大相撲? 歌舞伎? いいえ、答は「選挙権」です。

当時の有権者は、一定額以上を納税する25歳以上の
男子に限られ、その数は全人口のわずか1.1%!

それから115年、今では20歳以上の全国民に選挙権があります。

選挙権って、長い時間をかけて手に入れた
私たちの貴重な権利なんですね。

総務省・(財)明るい選挙推進協会